

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課	
不利益処分名	特別障害者手当の不支給	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第26条の5において準用する第11条	
連 絡 先	(電話 621 - 5177)	
処 分 基 準	基 準	<p>次のいずれかに該当する場合には、特別障害者手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 支給資格の有無若しくは障害児福祉手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出命令に従わず、又は職員によるこれらの事項に関する支給資格者その他の関係者への質問に応じなかったとき。</p> <p>(2) 指定する医師若しくは歯科医師への受診命令に従わず、又は職員による障害の状態の診断を拒んだとき。</p>
	参 考 事 項	改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)